新たに大学生年代になるこどもがいる場合

手当額イメージ（例）

令和８年３月分（受給者が養育・監護しているこどもが３人の場合）

（第１子）　（第２子）　（第３子）

高校３年（手当額 **10,000 円**）＋　高校１年（10,000 円）＋　小学２年 **（30,000 円）**

監護申立の申請がない場合・・

令和８年４月分（令和８年６月支払）から

（第１子）　（第２子）

カウント対象外

（新）大学生年代（手当額 **０円**）＋　高校２年（10,000 円）＋　小学３年 **（10,000 円）**

監護申立書を申請すると・・

令和８年４月分（令和８年６月支払）から

（第１子）　（第２子）　（第３子）

（新）大学生年代（手当額 **０円**）＋　高校２年（10,000 円）＋　小学３年 **（30,000 円）**

大学生年代になると、手当は支給対象外となりますが、「監護申立書」を提出した場合に第１子としてカウントされるため、高校生年代以下（第３子）の手当額が変更されます。